

新安全基準（地震・津波）骨子案に対するパブリックコメント

1 意見の要旨

原発をやめることが何よりの安全策です。したがって、再稼働を前提とした基準を作るのではなく、廃炉管理や廃棄物処理のための基準を作るべきです。

2 意見の理由

いまだ福島原発事故は収束の目途が立っていません。事故原因についても、原子炉や格納容器内の状況はほとんど把握できていない上、東京電力が国会事故調の現地調査を妨害していたことまで判明するなど、原因解明には程遠い状況にあります。このような中で原発の安全性を保証する基準を作成することは不可能です。

一方、近時の原子力規制委員会による一連の断層調査などによっても、国内の原発が有する危険性がいっそう明らかになっています。日本国内の原発は、活断層上ないしその付近に設置されたもの、老朽化の著しいもの、過去に何度も事故を起こしているものなど、危険極まりないものばかりで、原発の再稼働は事故の危険性を増幅させるだけです。

それにもかかわらず、今回公表された「新安全基準骨子案」は、原発の再稼働を前提にするなど、およそ安全基準といえるものとはいえません。冷却材喪失によって人的対応する暇もない短時間で炉心溶融に至る危険があるという軽水炉固有の技術的欠陥や、原発の稼働によって生ずる使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物の最終処分という根本的問題についても、全く向き合っていません。

また、わずか1年で上記基準を作ろうとするなど、手続自体も極めて拙速な上、上記基準作成の検討チームには電力業界と関係のある外部有識者や原子力関係者が複数関わっており、利益相反の問題も看過できません。

そもそも原発が存在するから原子力災害が発生するのであって、原発をやめることが何よりの防災であることは明らかです。

したがって、福島原発事故のような事故を再び起こさないために、再稼働を前提とした基準や防災指針を作成するのではなく、国内の全原発を安全かつ確実に廃炉とするための廃炉管理の基準や指針をつくるべきです。また、これ以上、将来世代に禍根を残さないよう、責任をもってこれまでに生じてしまった使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物を管理・処理するための基準や指針をつくるべきです。

以上

自由法曹団
団長 篠原義仁

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

TEL:03-3814-3971 FAX:03-3814-2623